

【様式1：店頭有価証券】

新	旧																					
	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額（円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代用払込みに関する事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	新株予約権の行使時の払込金額（円）			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項			代用払込みに関する事項			組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
新株予約権の行使時の払込金額（円）																						
新株予約権の行使期間																						
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）																						
新株予約権の行使の条件																						
新株予約権の譲渡に関する事項																						
代用払込みに関する事項																						
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																						
<p>(3) (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>第3・第4 (現行どおり)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(1-2) 組込方式</p> <p>a (現行どおり)</p> <p>b <u>会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類</u>において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、<u>当該書類</u>を特定証券情報に添付することにより、<u>特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲</u>において、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。</p> <p>(2)～(22) (現行どおり)</p> <p>(23) 新株予約権等の状況</p> <p>a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、<u>当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議の年月日のほか、最近事業年度の末日及び特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を当該決議ごとに記載し、発行していない場合には、該当しない旨を記載すること</u>。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。<u>ただし、特定</u></p>	<p>(3) (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>第3・第4 (省 略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(1-2) 組込方式</p> <p>a (省 略)</p> <p>b <u>最近事業年度の計算書類及び事業報告（会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）</u>において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、<u>当該計算書類及び事業報告</u>を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。</p> <p>(2)～(22) (省 略)</p> <p>(23) 新株予約権等の状況</p> <p>a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、<u>最近事業年度の末日並びに特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織</u></p>																					

【様式1：店頭有価証券】

新	旧
<p><u>証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。</u></p> <p>(a) <u>新株予約権の数</u> (b) <u>新株予約権のうち自己新株予約権の数</u> (c) <u>新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数</u> (d) <u>新株予約権の行使時の払込金額</u> (e) <u>新株予約権の行使期間</u> (f) <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</u> (g) <u>新株予約権の行使の条件</u> (h) <u>新株予約権の譲渡に関する事項</u> (i) <u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項をいう。)</u> (j) <u>金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額</u></p> <p>b (現行どおり)</p> <p>c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日<u>及び</u>特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。<u>ただし、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。</u></p> <p>(削 る)</p>	<p><u>再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。</u>なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p> <p>b (省 略)</p> <p>c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日<u>並びに</u>特定証券情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。</p> <p>d 「代用払込みに関する事項」の欄に</p>

【様式1：店頭有価証券】

新	旧
<p>(削 除)</p> <p>d 発行者がMSCB等を発行している場合にはその旨を記載すること。 (削 除)</p> <p>(24) ~ (28) (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和8年3月16日から施行する。</p>	<p>は、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。</p> <p>e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。</p> <p>f 発行者がMSCB等を発行している場合にはその旨を欄外に記載すること。</p> <p>g 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。</p> <p>(24) ~ (28) (省 略)</p>

【様式4：店頭有価証券】

新	旧																														
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)</p> <p>様式4</p> <p>発行者情報</p> <p>【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p> <p>【企業情報】 第1 (現行どおり) 第2 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (1) (現行どおり) (2) 【新株予約権等の状況】(11) (表 を 削 る)</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (国内様式)</p> <p>様式4</p> <p>発行者情報</p> <p>【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p> <p>【企業情報】 第1 (省 略) 第2 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (1) (省 略) (2) 【新株予約権等の状況】(11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">最近事業年度末現在 (年 月 日)</th> <th style="width: 33%;">提供日又は公表日の前月末現在 (年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新株予約権の数 (個)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数(株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額(円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使の条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提供日又は公表日の前月末現在 (年 月 日)	新株予約権の数 (個)			新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)			新株予約権の目的となる株式の種類			新株予約権の目的となる株式の数(株)			新株予約権の行使時の払込金額(円)			新株予約権の行使期間			新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)			新株予約権の行使の条件			新株予約権の譲渡に関する事項		
区分	最近事業年度末現在 (年 月 日)	提供日又は公表日の前月末現在 (年 月 日)																													
新株予約権の数 (個)																															
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)																															
新株予約権の目的となる株式の種類																															
新株予約権の目的となる株式の数(株)																															
新株予約権の行使時の払込金額(円)																															
新株予約権の行使期間																															
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)																															
新株予約権の行使の条件																															
新株予約権の譲渡に関する事項																															

【様式4：店頭有価証券】

新	旧						
<p>(3) (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 第3・第4 (現行どおり)</p> <p>(記載上の注意) (1) (現行どおり) (1-2) 組込方式 <u>会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を発行者情報に添付することにより、発行者情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式における当該事項の記載に代えることができる。</u></p> <p>(2)～(10) (現行どおり) (11) 新株予約権等の状況 a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、<u>当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議の年月日のほか、最近事業年度の末日及び発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を当該決議ごとに記載し、発行していない場合には、該当ない旨を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。ただし、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。</u></p> <p>(a) <u>新株予約権の数</u> (b) <u>新株予約権のうち自己新株予約権の数</u> (c) <u>新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数</u> (d) <u>新株予約権の行使時の払込金額</u></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 2px;">代用払込みに関する事項</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) (省 略) 2・3 (省 略) 第3・第4 (省 略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (省 略) (1-2) 組込方式 <u>最近事業年度の計算書類及び事業報告(会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告をいう。)</u>において本様式に規定する事項を記載している発行者は、<u>当該計算書類及び事業報告を発行者情報に添付することにより、本様式における当該事項の記載に代えることができる。</u></p> <p>(2)～(10) (省 略) (11) 新株予約権等の状況 a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、最近事業年度の末日<u>並びに</u>発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る<u>新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類(内容を含む。)</u>及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。</p>	代用払込みに関する事項			組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
代用払込みに関する事項							
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項							

【様式4：店頭有価証券】

新	旧
<p>(e) <u>新株予約権の行使期間</u></p> <p>(f) <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</u></p> <p>(g) <u>新株予約権の行使の条件</u></p> <p>(h) <u>新株予約権の譲渡に関する事項</u></p> <p>(i) <u>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項をいう。)</u></p> <p>(j) <u>金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額</u></p> <p>b (現 行 ど お り)</p> <p>c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日及び発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。<u>ただし、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>d 発行者がMSCB等を発行している場合にはその旨を記載すること。</p> <p>(削 る)</p>	<p>b (省 略)</p> <p>c 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第 3 項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券を発行している場合には、最近事業年度の末日並びに発行者情報の提供日又は公表日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。</p> <p>d 「代用払込みに関する事項」の欄には、<u>金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。</u></p> <p>e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、<u>会社法第 236 条第 1 項第 8 号に規定する事項を記載すること。</u></p> <p>f 発行者がMSCB等を発行している場合にはその旨を欄外に記載すること。</p> <p>g <u>会社法第 236 条第 1 項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の</u></p>

【様式4：店頭有価証券】

新	旧
<p>(12)～(16) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和8年3月16日から施行する。</p>	<p><u>異なる新株予約権ごとに記載すること。</u></p> <p>(12)～(16) (省 略)</p>

【様式1：外国株券等】

「特定証券情報及び発行者情報の記載様式（外国様式）」の一部改正について

令和8年3月16日

（下線部分変更）

新	旧
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 （外国様式）</p> <p>様式1</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日（2） 【発行者の名称】（3） 【代表者の役職氏名】（4） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】（5） 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】（6） 【公表されるホームページのアドレス】（7）</p> <p>[第一部・第二部（現行どおり）]</p> <p>（記載上の注意） （1）（現行どおり） （1-2）組込方式 a（現行どおり） b <u>会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類</u>において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、<u>当該書類を特定証券情報に添付することにより、特定証券情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。</u></p> <p>（2）～（29）（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和8年3月16日から施行する。</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 （外国様式）</p> <p>様式1</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日（2） 【発行者の名称】（3） 【代表者の役職氏名】（4） 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【有価証券の種類】（5） 【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】（6） 【公表されるホームページのアドレス】（7）</p> <p>[第一部・第二部（省略）]</p> <p>（記載上の注意） （1）（省略） （1-2）組込方式 a（省略） b <u>最近事業年度の計算書類及び事業報告（会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告をいう。）</u>において本様式第二部に規定する事項を記載している発行者は、<u>当該計算書類及び事業報告を特定証券情報に添付することにより、本様式第二部における当該事項の記載に代えることができる。</u></p> <p>（2）～（29）（省略）</p>

【様式 2 : 外国投資信託受益証券】

新	旧
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式 2</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】 特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 (3) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 (4) 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 (5) 【連絡場所】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】 (6)</p> <p>[第一部～第三部 (現行どおり)]</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～g (現行どおり) h 特定証券情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」(5) c、(17) c、(26) c、(30) 及び (31) により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。</p> <p>(1-2) ～ (37) (現行どおり)</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式 2</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】 特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者名】 【代表者の役職氏名】 (3) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 (4) 【代理人の住所又は所在地】 【事務連絡者氏名】 (5) 【連絡場所】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】 (6)</p> <p>[第一部～第三部 (省 略)]</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～g (省 略) h 特定証券情報に係る有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」(5) c、(17) c、(26) c、(30) 及び (31) により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。</p> <p>(1-2) ～ (37) (省 略)</p>

【様式 2 : 外国投資信託受益証券】

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和 8 年 3 月 16 日から施行する。</p>	

【様式3：外国投資証券・外国新投資口予約権証券】

新	旧
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p>
<p>様式3</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】 特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】 (3) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 (4) 【代理人の住所又は所在地】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p> <p>[第一部・第二部 (現行どおり)]</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～g (現行どおり) h 特定証券情報の対象となる有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるものに限る。)である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」(5) c、(17) c、(26) c、(30) 及び (31) により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。</p> <p>(1-2)～(37) (現行どおり)</p>	<p>様式3</p> <p>特定証券情報</p> <p>【表紙】 【書類名】 特定証券情報 【提供日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】 【代表者の役職氏名】 (3) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 (4) 【代理人の住所又は所在地】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p> <p>[第一部・第二部 (省 略)]</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～g (省 略) h 特定証券情報に係る有価証券が金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるものに限る。)である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号の五様式「記載上の注意」(5) c、(17) c、(26) c、(30) 及び (31) により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。</p> <p>(1-2)～(37) (省 略)</p>
<p>付 則</p>	
<p>この規則は、令和8年3月16日から施行する。</p>	

【様式4：外国株券等】

新	旧
<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式4</p> <p>発行者情報</p> <p>【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p> <p>【企業情報】 (現行どおり) (記載上の注意) (1) (現行どおり) (1-2) 組込方式 <u>会社法及び商業登記法等の法令に基づき作成される書類において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該書類を発行者情報に添付することにより、発行者情報の様式の意義を損ねない範囲において、本様式における当該事項の記載に代えることができる。</u> (2)～(17) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和8年3月16日から施行する。</p>	<p>特定証券情報及び発行者情報の記載様式 (外国様式)</p> <p>様式4</p> <p>発行者情報</p> <p>【表紙】 【書類名】発行者情報 【提出日又は公表日】 年 月 日 (2) 【発行者の名称】(3) 【代表者の役職氏名】(4) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【公表されるホームページのアドレス】 (5)</p> <p>【企業情報】 (省 略) (記載上の注意) (1) (省 略) (1-2) 組込方式 <u>最近事業年度の計算書類及び事業報告(会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告をいう。)</u>において本様式に規定する事項を記載している発行者は、当該計算書類及び事業報告を発行者情報に添付することにより、本様式における当該事項の記載に代えることができる。 (2)～(17) (省 略)</p>